

## DCニッセイ安定収益追求ファンド 愛称:みらいのミカタ

追加型投信／内外／資産複合



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## ●委託会社の情報（2025年6月末現在）

|                          |                                      |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社 | 資 本 金 100億円                          |
| 設立年月日 1995年4月4日          | 運用する<br>投資信託財産の 9兆4,484億円<br>合計純資産総額 |

## ●商品分類等

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                          |      |                 |               |               |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------------------------|------|-----------------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                                        | 決算頻度 | 投資対象地域          | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 追加型     | 内外     | 資産複合              | その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・債券)<br>資産配分変更型)) | 年1回  | グローバル<br>(日本含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(部分ヘッジ) |

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ  
<https://www.toushin.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「DCニッセイ安定収益追求ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月24日に関東財務局長に提出しており、2025年9月25日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名:DCみらい）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

- 当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度向けのファンドです。
- 主として「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」を通じ、実質的に国内外の公社債および株式に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、運用に際しては、「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」を通じ、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。

## ファンドの特色

### 1 円金利資産（国内債券および外国債券（為替ヘッジあり））を実質的に70%以上組入れ、金利収入等の安定した収益を追求します。

- 当ファンドでは、実質的な主要組入資産である国内債券<sup>※1</sup>および外国債券<sup>※2</sup>（為替ヘッジあり）を総称して「円金利資産」といいます。

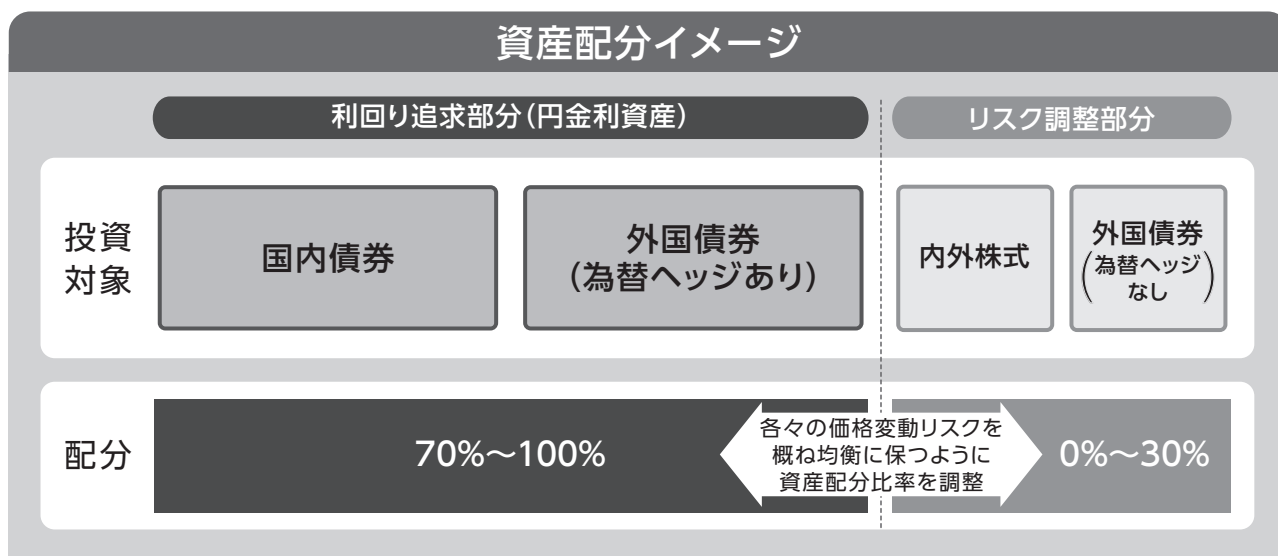
※1 国債、社債等を含みます。 ※2 国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債等を含みます。

- 円金利資産からの金利収入を主な収益源とします（利回り追求部分）。なお、ポートフォリオ全体のリスクを抑制することを目的に国内株式、外国株式（新興国の株式を含みます）および外国債券（為替ヘッジなし）を組入れます（リスク調整部分）。

### 2 ポートフォリオ全体のリスクを抑制することを目標に、資産配分比率を調整します。

- 利回り追求部分（円金利資産）では主に金利の動きによる価格変動リスク、またリスク調整部分（内外株式、外国債券（為替ヘッジなし））では主に株価や為替の動きによる価格変動リスクがあります。当ファンドでは、各資産・通貨の値動きの違いに着目し資産配分を決定します。
- ファンドは、「利回り追求部分（円金利資産）の価格変動リスク」と「リスク調整部分の価格変動リスク」を概ね均衡に保つように資産配分比率の調整を行います。この調整により、相互の価格変動は相殺され、ポートフォリオ全体のリスクを抑制する効果が期待されます。

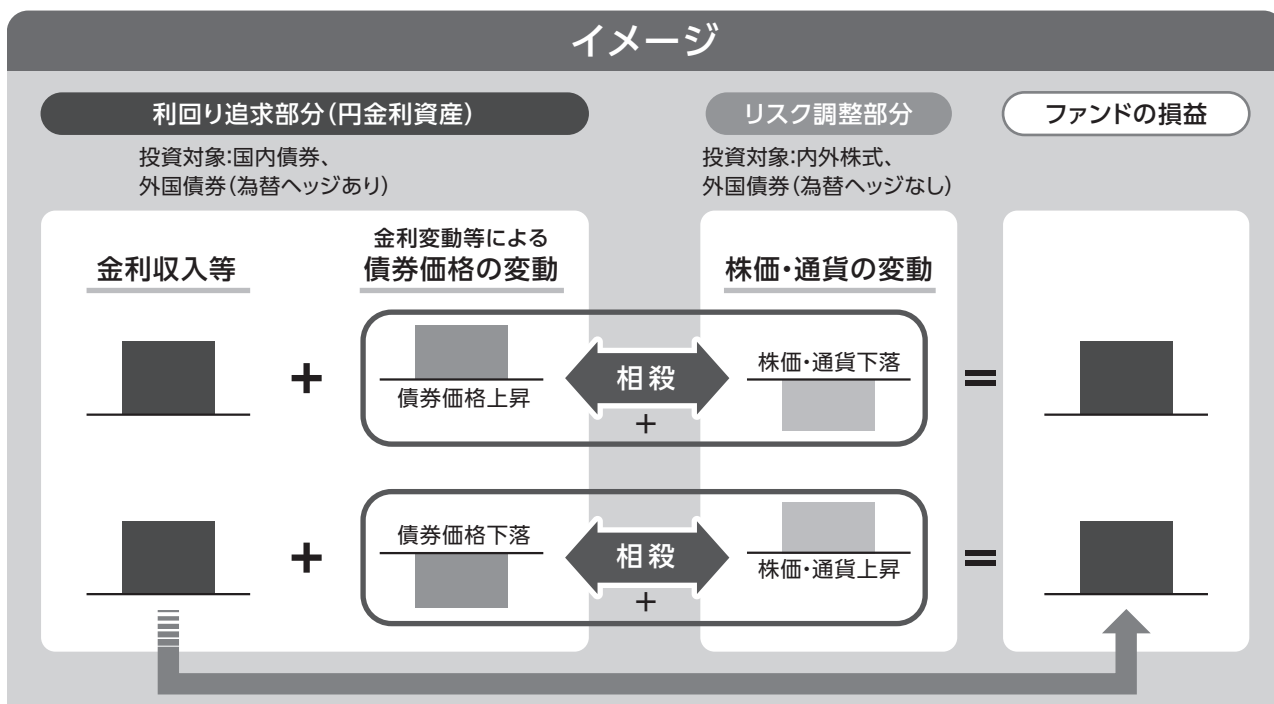
1 市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。



## 1. ファンドの目的・特色

### ●ファンドのコンセプト

- 債券と株式・通貨の値動きの違いを活用してポートフォリオ全体のリスクを抑制し、金利収入等の安定した収益を追求します。
- 特定の市場インデックス等をベンチマークとした運用を行うファンドではありません。

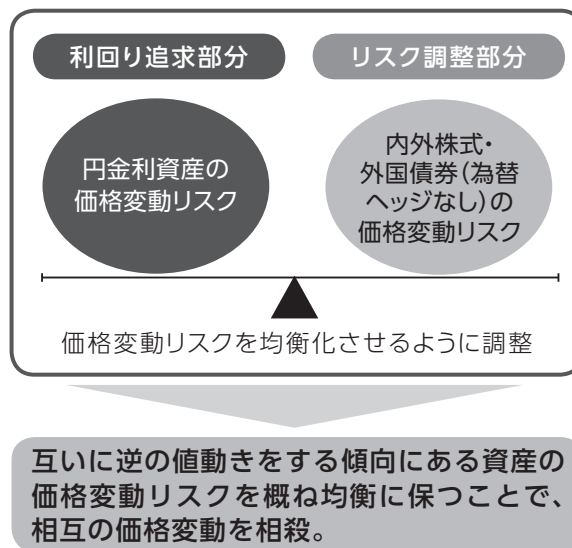


❗ 上記はイメージであり、債券価格の変動を株価・通貨の変動で完全に相殺できるわけではありません。全体の損益がマイナスとなる場合もあります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。

#### (ご参考) 景気動向と債券・株式の値動き

|    | 不況期                           | 好況期                           |
|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 債券 | 資金需要の低迷による金利低下・<br>債券価格上昇<br> | 資金需要の増加による金利上昇・<br>債券価格下落<br> |
| 株式 | 企業業績の低迷懸念による<br>株価下落<br>      | 企業業績の拡大期待による<br>株価上昇<br>      |

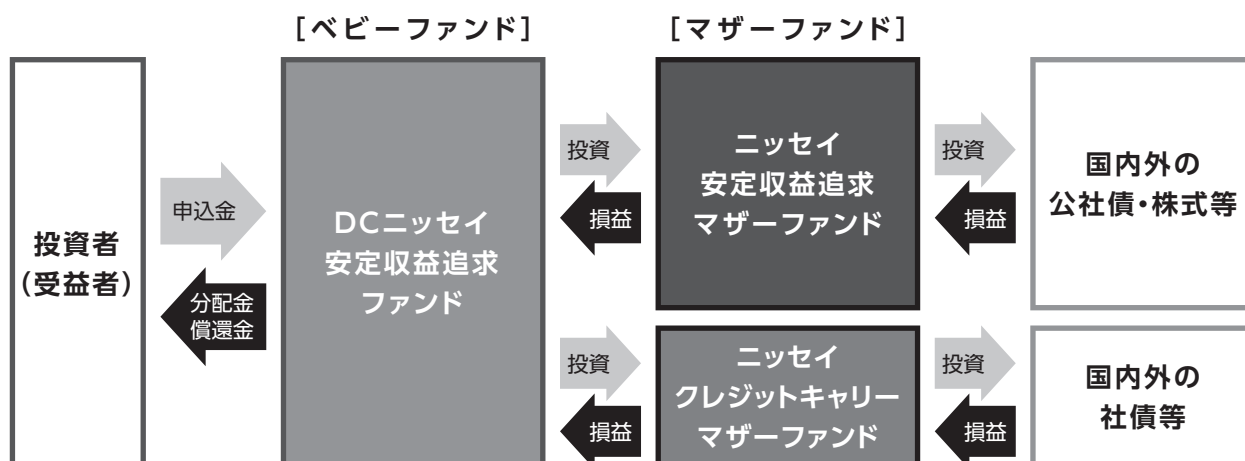
#### (ご参考) 資産配分比率の調整



❗ 上記はイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。

## ●ファンドの仕組み・投資対象

- ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ファンドは、「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」を主要投資対象としますが、運用に際しては、投資環境等に応じ「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」にも投資することがあります。
- ・ファンドが、「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」を購入あるいは換金する際には、信託財産留保額(当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額)がかかります。
- ファンドは、安定的な収益確保のため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。

## ●主な投資制限

|             |                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 株 式         | 株式等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。                             |
| 投 資 信 託 証 券 | 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外 貨 建 資 産   | 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。                                      |
| デ リ バ テ ィ ブ | デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。                                     |

## ●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 2.投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

### ●主な変動要因

|                 |               |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 式 投 資 リ ス ク   |               | 株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。                                                                                                                                                                                      |
| 債券投資<br>リ ス ク   | 金利変動<br>リ ス ク | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。                                                                                                                                                                                         |
|                 | 信 用<br>リ ス ク  | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。                                                                                                                                                     |
| 為 替 変 動 リ ス ク   |               | 外貨建資産については、一部を除き、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。<br><br>対円での為替ヘッジを行う外貨建資産については、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。<br><br>対円での為替ヘッジを行わない外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。 |
| カ ン ト リ ー リ ス ク |               | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。                                                                                                                                                                                         |



|           |                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| デリバティブリスク | デリバティブとよばれる金融派生商品を活用する場合、デリバティブの取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含む)等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合などには、ファンドの資産価値が減少する要因となります。 |
| 資産配分リスク   | ファンドは、投資対象資産の配分比率を変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。                                     |
| 流動性リスク    | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                      |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○委託会社の株主である日本生命保険相互会社は2024年11月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイクレジットキャリーマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に6.0%保有しています。当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

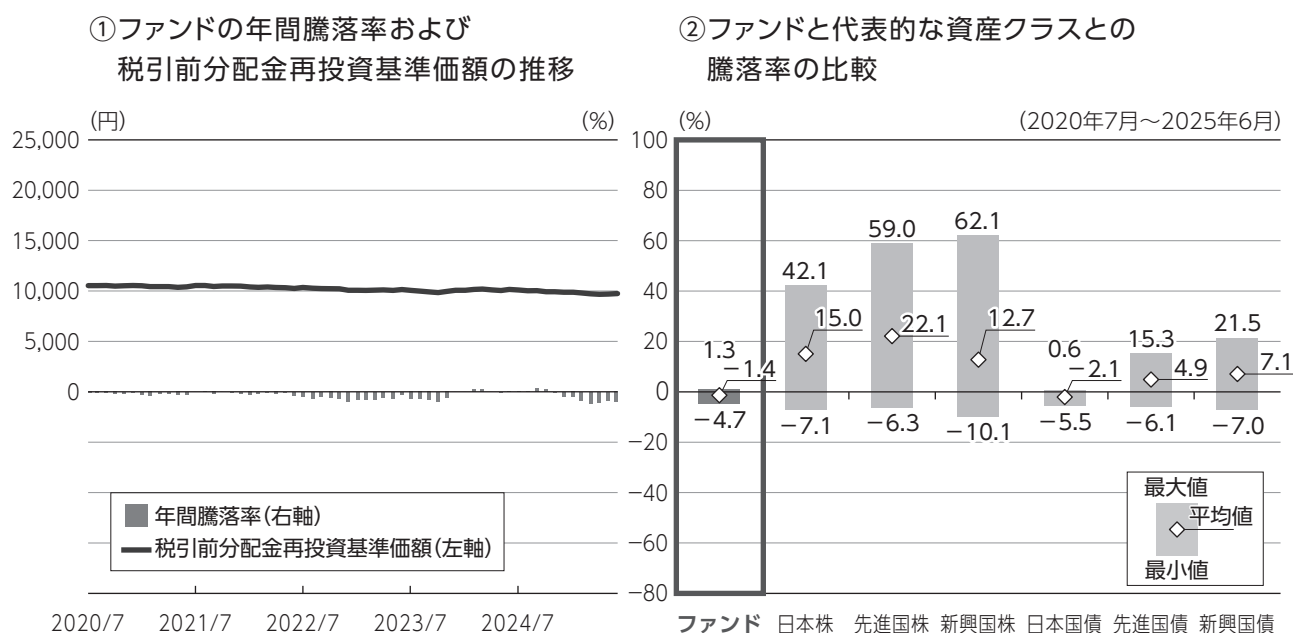
### リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。



**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

#### <代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

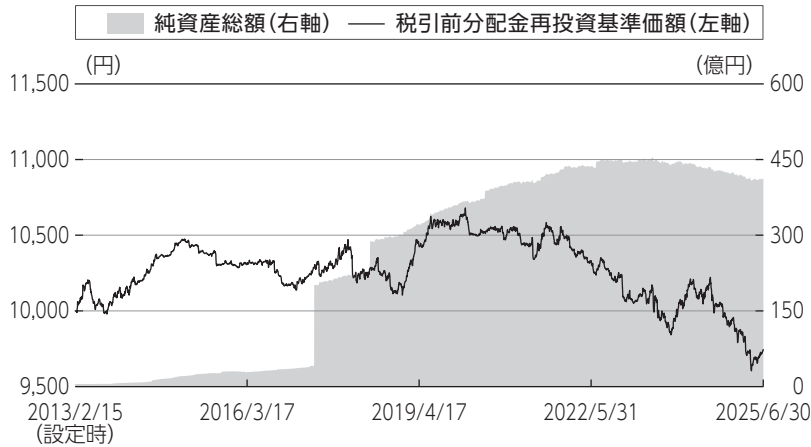
**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

# 3.運用実績

2025年6月末現在

## ●基準価額・純資産の推移



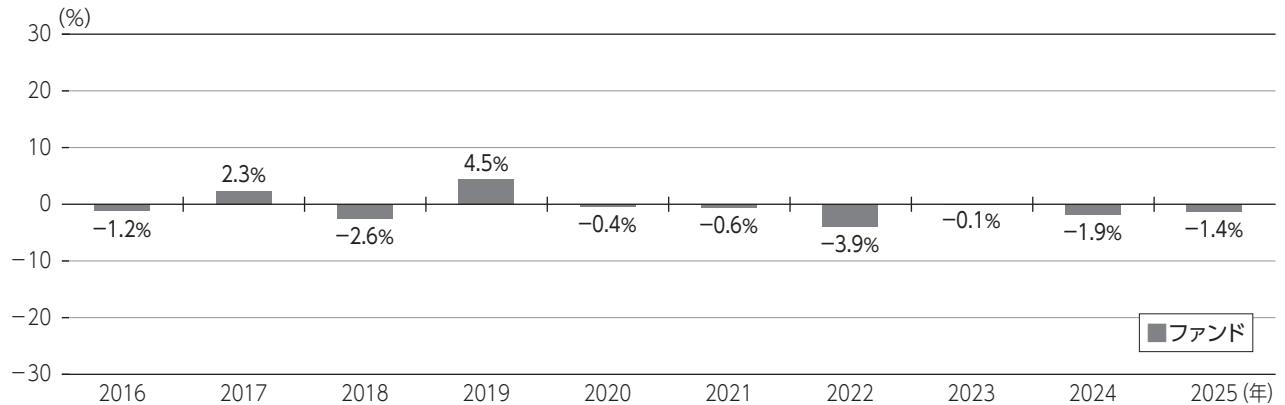
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 9,744円 |
| 純資産総額 | 412億円  |

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2020年12月 | 0円 |
| 2021年12月 | 0円 |
| 2022年12月 | 0円 |
| 2023年12月 | 0円 |
| 2024年12月 | 0円 |
| 直近1年間累計  | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

## ●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

## ●組入比率

|                    | 比率      |
|--------------------|---------|
| 利回り追求部分(円金利資産)*    | 87.43%  |
| 日本国債・短期資金等         | 19.56%  |
| 外国国債(為替ヘッジあり)      | 39.57%  |
| 国内社債・外国社債(為替ヘッジあり) | 28.30%  |
| リスク調整部分            | 12.57%  |
| 内外株式               | 12.57%  |
| 外国国債(為替ヘッジなし)      | —       |
| 合計                 | 100.00% |

- ・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

※ 別途想定元本ベースでの金利スワップの組入:なし

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## ●各マザーファンドの組入上位銘柄

## 1.ニッセイ安定収益追求マザーファンド

|   | 銘 柄               | 種 別 | 比 率  |
|---|-------------------|-----|------|
| 1 | 第192回 利付国債(20年)   | 国債  | 2.4% |
| 2 | 第86回 利付国債(30年)    | 国債  | 1.8% |
| 3 | 第84回 利付国債(30年)    | 国債  | 1.6% |
| 4 | 第190回 利付国債(20年)   | 国債  | 1.1% |
| 5 | オーストラリア・コモンウェルス銀行 | 株式  | 1.0% |

・比率は対純資産総額比です。

## 2.ニッセイクレジットキャリーマザーファンド

|   | 銘 柄                 | 種 別 | 比 率  |
|---|---------------------|-----|------|
| 1 | サンタンデール・ホールディングスUSA | 社債  | 4.6% |
| 2 | コンセントリクス            | 社債  | 4.3% |
| 3 | 関西電力                | 社債  | 4.2% |
| 4 | 三菱HCキャピタルUK         | 社債  | 4.0% |
| 5 | シティグループ             | 社債  | 3.8% |

・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

|        |                    |                                                                                                                                                |
|--------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位               | 1円以上1円単位とします。                                                                                                                                  |
|        | 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>● 信託財産留保額の加算はありません。<br>● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。                                                           |
|        | 購入代金               | 販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。                                                                                                                    |
| 換金時    | 換金単位               | 1口単位とします。                                                                                                                                      |
|        | 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>● 信託財産留保額の控除はありません。                                                                                                  |
|        | 換金代金               | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。                                                                                                             |
| 申込について | 申込締切時間             | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                |
|        | 申込不可日              | ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。                                                                            |
|        | 購入の申込期間            | 2025年9月25日から2026年3月23日まで<br>● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                  |
|        | 換金制限               | ありません。                                                                                                                                         |
|        | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。                                                 |
| 決算・分配  | 決算日                | 12月24日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                        |
|        | 収益分配               | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。<br>分配金受取コース：原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。<br>分配金再投資コース：自動的に再投資されます。<br>● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |
| その他    | 信託期間               | 無期限（設定日：2013年2月15日）                                                                                                                            |
|        | 繰上償還               | 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                    |
|        | 信託金の限度額            | 5,000億円とします。                                                                                                                                   |
|        | 公 告                | 電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。                                                    |
|        | 運用報告書              | 委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。                                                                                                    |
|        | 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。                                                                                                                           |

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 |         |        |   |
|----------------|---------|--------|---|
| 購入時            | 購入時手数料  | ありません。 | — |
| 購入・換金時         | 信託財産留保額 | ありません。 |   |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                  |                                                                                                                                                                                                                    |                                |                                                                                                                                                    |       |                                                 |
|---------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|
| 毎日                  | 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの純資産総額に <b>年率0.715%(税抜0.65%)</b> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                      |                                | ▶ <b>運用管理費用(信託報酬)</b><br>＝保有期間中の日々の純資産総額<br>×信託報酬率(年率)                                                                                             |       |                                                 |
|                     |                  | 信託報酬率<br>(年率・税抜)<br>の配分                                                                                                                                                                                            | 支払先                            |                                                                                                                                                    | 年率    | 役務の内容                                           |
|                     |                  |                                                                                                                                                                                                                    | 委託会社                           |                                                                                                                                                    | 0.30% | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価                    |
|                     |                  |                                                                                                                                                                                                                    | 販売会社                           |                                                                                                                                                    | 0.30% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
|                     | 受託会社             | 0.05%                                                                                                                                                                                                              | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |                                                                                                                                                    |       |                                                 |
|                     |                  | ・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。                                                                                                                                                                                            |                                |                                                                                                                                                    |       |                                                 |
|                     | 監査費用             | ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                            |                                | ▶ <b>監査費用</b> :公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用                                                                        |       |                                                 |
| 随時                  | その他の費用・手数料       | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。<br>また、ファンドが「ニッセイクレジットキャリマザーファンド」を購入あるいは換金する際には、信託財産留保額*をファンドからご負担いただきます。<br>※ニッセイクレジットキャリマザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額。 |                                | ▶ <b>売買委託手数料</b> :有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料<br>▶ <b>信託事務の諸費用</b> :信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用<br>▶ <b>借入金の利息</b> :受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息 |       |                                                 |

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4. 手続・手数料等

### ●税金

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

- ・上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|-----------|-------------|------------|
| 1.01%     | 0.71%       | 0.29%      |

- ・対象期間:2023年12月26日～2024年12月24日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.





ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)  
かんたんガイド  
[https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi\\_guide.pdf](https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに  
基づいた見やすいデザインの文字を  
採用しています。